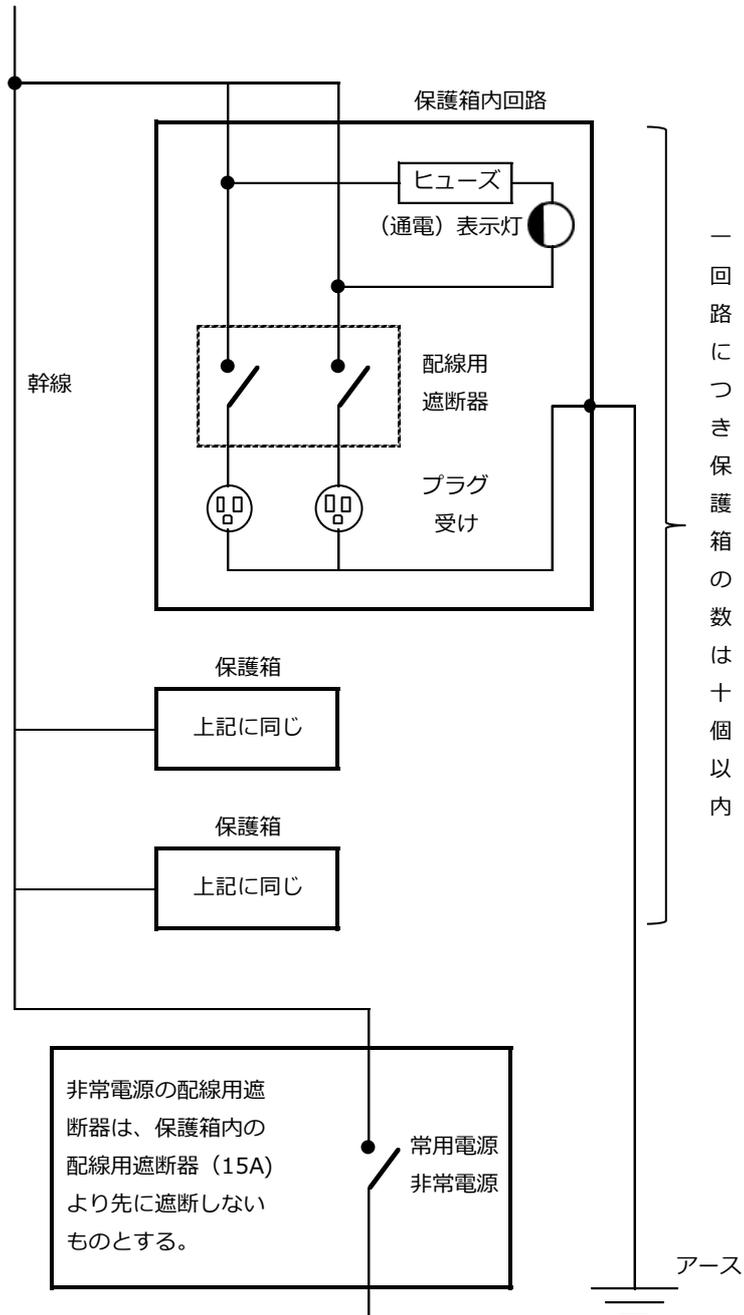


第 22 節 非常コンセント設備

1 設備の概要（系統図による設置例）



第 22-1 図

2 設置位置等

設置位置等は、令第 29 条の 2 第 2 項によるほか、次によること。

(1) 建築物の階数

令第 29 条の 2 第 1 項第 1 号の非常コンセント設備を設けなければならない建築物の階数については、建基令第 2 条第 1 項第 8 号の規定によるものであること。

(2) 設置位置

ア 建物の構造上、令第 29 条の 2 第 2 項第 1 号により設置が困難な場合は、次のいずれかの場所に設けること。

(ア) 消火活動上支障がないと認められる、常時開放された廊下等。ただし、階段の出入口から概ね 5 m 以内の位置であること。

(イ) 各階の階段室等に設けることが困難な場合は、10 階と 11 階の間踊り場から設けることとし、最上階の間踊り場には設けないことができる。

(ウ) ロフト等により階として規制された場合で、使用上困難な場合は設けないことができる。

イ スキップ型及びメゾネット住宅等の共同住宅の非常コンセントは、共用廊下のある階のみに設け、他の階については設けないことができる。ただし、共用廊下等に設ける非常コンセントは、次によること。

(ア) 非常用エレベーターの乗降ロビー、階段室に設けること。

(イ) 防火対象物の各部分から、一つの非常コンセントまでの歩行距離が 50m 以下となるように設けること。

3 電気の供給容量

電気の供給容量は、令第 29 条の 2 第 2 項第 2 号並びに規則第 31 条の 2 第 6 号及び第 7 号の規定によるほか、次によること。

(1) 非常コンセント設備の電気の供給容量（非常電源の容量算定にあっても同様とする。）は、一の回路につき、各階に設ける非常コンセントに単相交流 100V で 15A 以上の容量を有効に供給できるものであること。

なお、出火階、直上階及び直下階の 3 階層のコンセントを同時に使用した場合でも有効に供給できる容量とすること。◆

(2) 非常コンセント設備の幹線の容量は、低圧で電気の供給を受けている場合は、電圧降下を標準電圧の 2% 以下となるように選定すること。◆

ただし、電気使用場所内に設けた変圧器から供給する場合は、3% 以下とすることができる。

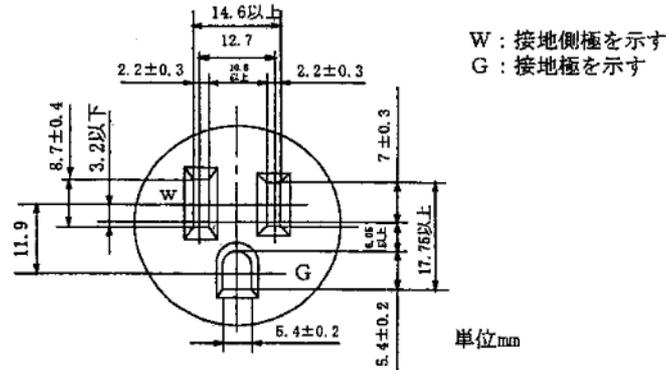
(3) 幹線に用いる電線は、非常電源の配線用遮断器の容量を有効に供給できるものとする

こと。

4 非常コンセント

非常コンセントは、次によること。

- (1) プラグ受けは、JIS C 8303 の接地形 2 極コンセントのうち定格が 15 A、125 V に適合するもので、極数及び極配置は、第 22-1 図によること。



第 22-2 図

- (2) 一の保護箱内には、前 (1) のプラグ受けを 2 個設けること。◆
 この場合、規則第 31 条の 2 第 6 号ただし書きに規定する「非常コンセントの数」は、保護箱の数をいうものであること。

5 接地

前 4 のプラグ受けの接地極は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）第 10 条及び第 11 条に基づく D 種接地工事（以下「D 種接地」という）とすること。

6 保護箱

保護箱は、次によること。◆

- (1) 保護箱は、耐火構造の壁等に埋め込むか又は「配電盤及び分電盤の基準」（昭和 56 年消防庁告示第 10 号）第 3. 1. (2) に準じたものを設けること。
 ただし、火災の影響を受けるおそれの少ない場所（前 2. (2) の部分）に設ける場合にあっては、この限りでない。
 ※ 消防庁告示第 10 号第 3. 1. (2) による、同等以上の耐熱性及び断熱性を有する材料は、JIS A 5430 けい酸カルシウム板とする。
- (2) 大きさは長辺 25cm 以上、短辺 20cm 以上とすること。
- (3) 保護箱に用いる材料は、防錆加工を施した厚さ 1.6mm 以上の鋼製のものとすること。

- (4) 保護箱には、容易に開閉できる扉を設けること。
- (5) 保護箱内には、さし込みプラグの離脱を防止するためのフック（L型又はC型）等を設けること。
- (6) 保護箱内には、D種接地を施すこと。
- (7) 屋外等に設ける場合は、防水及び防食等の措置を講じること。

7 電源及び配線方法

規則第 31 条の 2 第 5 号の規定によるほか、次によること。

- (1) 電源からの回路は、主配電盤から専用回路とすること。
ただし、他の消防用設備等の回路を接続する場合で、当該回路による障害を受けるおそれがないものにあつては、この限りでない。
- (2) 前（1）の回路には、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。◆
- (3) 電源の配線用遮断器には、非常コンセント設備専用である旨を赤色の文字で表示し、容易に遮断されないための措置を講じること。◆
- (4) 非常コンセントには、配線用遮断器（容量は 100V、15A 以上）を保護箱内に設けること。
- (5) 非常電源の配線用遮断器は、保護箱内の配線用遮断器より先に遮断しないものとする
こと。◆
- (6) 分岐する場合に用いるプルボックス等は、防錆加工を施した厚さ 1.6mm 以上の鋼製のものを用いること。◆
- (7) 保護箱内の配線及びプラグ受け等の充電部は、露出しないように設けること。◆

8 非常電源回路の配線

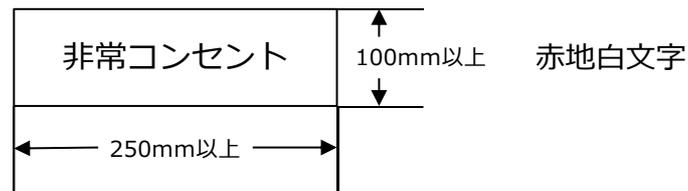
規則第 31 条の 2 第 8 号に規定する非常電源回路の配線は、第 3 節 非常電源の基準により設けること。

9 表示灯及び標識等

規則第 31 条の 2 第 9 号に規定する設置方法は、次によること。

- (1) 保護箱の上部に設ける赤色の灯火は、第 2 節 屋内消火栓設備 10. (2). イを準用すること。
- (2) 灯火の回路の配線は、第 3 節 非常電源の基準によるほか、通電状態を監視するため前 7. (4) 配線遮断器の一次側から分岐し、当該分岐回路には保護用のヒューズを設けること。(第 22-1 図参照)

- (3) 表示灯回路を他の設備の表示灯回路と兼用する場合は、次によること。
- ア 屋内消火栓設備と兼用する場合は、第 2 節 屋内消火栓設備 10. (2). イに規定する赤色の灯火と兼用することができる。この場合、通電表示灯を当該赤色の灯火とは別に、前 4. (2) のそれぞれのプラグ受けの直近に設けること。
 - イ 連結送水管と兼用する場合は、非常コンセントの表示灯の基準により設置すること。
- (4) 保護箱の表面又は直近には、第 22-3 図による標識を設けること。



第 22-3 図

10 消火栓箱等と保護箱との接続

非常コンセントの保護箱を消火栓箱等に接続する場合は、次によること。

- (1) 保護箱は、消火栓箱等の上部とすること。
- (2) 消火栓部分、放水口部分及び弱電流電線等と非常コンセントは、不燃材料で区画すること。
- (3) 消火栓箱部分の扉と保護箱の扉は、別開きができるようにすること。

11 総合操作盤

第 2 節 屋内消火栓設備 14 を準用すること。